

農林水産省
○経済産業省令第一号
環 境 省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第十一条第二項及び同項第六号並びに第三項第一号及び第二号（これらの規定を同法第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条、第十五条第三項並びに第十八条の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

農林水産大臣 若林 正俊

経済産業大臣 甘利 明

環境大臣 鴨下 一郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の

一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

農林水産省
環境省

第一条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条中第十二号を第十四号とし、同条第十一号中「飼料」を「使用の経験のない飼料」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十号を削り、同条第九号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）を「廃棄物処理法」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料を生産する場合には同法第十条の登録証若しくは仮登録証の写し又は同法第十六条の二第一項の届出（当該届出に係る同条第三項の届出をしなければならない場合にあつては、同項の届出を含む。）をしていることを証する書類、当該普通肥料を販売する場合には同法第二十三条第一項の届出（当該届出に係る同条第二項の届出をしなければならない場合にあつては、同項の届出を含む。）をしていることを証する書類

第一条中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 受け入れる食品循環資源が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第三条第一項第二号において同じ。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第七条第六項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第七条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第二条の三第一号若しくは第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類

五 受け入れる食品循環資源が産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。第三条第一項第三号において同じ。）に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第十四条第六項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第十四条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第十条の三第二号の規定に該当して、当

該食品循環資源の処分を行うことができる者であることを証する書類

第二条中「第十条第二項第六号」を「第十一条第二項第六号」に改める。

第三条第一項中「第十条第三項第一号」を「第十一条第三項第一号」に改め、同項中第四号を削り、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 受け入れる食品循環資源が一般廃棄物に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第七条第六項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第七条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第二条の三第一号若しくは第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であること。

三 受け入れる食品循環資源が産業廃棄物に該当する場合には、再生利用事業を行う者が廃棄物処理法第十四条第六項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第十四条の二第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受け、又は廃棄物処理法施行規則第十条の三第二号の規定に該当して、当該食品循環資源の処分を行うことができる者であること。

第三条第一項に次の二号を加える。

六 特定肥飼料等製造施設については、次によること。

イ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ロ 特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第九条第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第十条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可（当該許可に係る廃棄物処理法第十五条の二の五第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可）を受けていること。

七 肥料取締法第二条第二項に規定する普通肥料を生産する場合には同法第四条第一項の登録若しくは同法第五条の仮登録を受けていること又は同法第十六条の二第一項の届出（当該届出に係る同条第三項の届出をしなければならない場合にあつては、同項の届出を含む。）をしていないこと、当該普通肥料を販売する場合には同法第二十三条第一項の届出（当該届出に係る同条第二項の届出をしなければならない場合にあつては、同項の届出を含む。）をしていること。

第三条第二項中「第十条第三項第二号」を「第十一条第三項第二号」に改める。

第四条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第五条第一項中「第十条第五項」を「第十一条第五項」に改める。

第八条中「第十四条第三項」を「第十五条第三項」に、「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、

同条を第九条とする。

第七条中「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第十条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(登録の更新)

第七条 法第十二条第一項の登録の更新を受けようとする登録再生利用事業者は、その者が現に受けている

登録の有効期間の満了の日の二月前までに、同条第二項において準用する法第十一条第二項に規定する申

請書に第一条各号に掲げる書類及び図面を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録の更新の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおそ

の効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

附 則

この省令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）の施行の日（平成十九年十二月一日）から施行する。